

変更箇所	変更後	変更前	対象頁
<b>【各種資料】</b>			
I - 3 要領改正に伴う差しかえ	研究活動における不正行為等に対する試験研究の中止等実施要領 <u>(令和3.8.27 令和3年度 生セ第0527001号)</u>	研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領 <u>(令和元.11.1 元生セ第0801012号)</u>	160
II - 2 (3) 補足説明修正 (追加)	<u>「実施方針」に定める条件どおり</u> 、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。	原則として以下の全ての条件を満たすこととする。	201
II - 2 (4) 補足説明修正 (追加)	<u>「実施方針」に定める条件どおり</u> 、上記 (3) 全ての条件を満たす自発的な研究活動等 (他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)	上記 (3) 全ての条件を満たす自発的な研究活動等 (他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)	201
II - 2 (6) 新規追加	<u>競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ</u> <a href="https://www.naro.go.jp/brain/contents/jisshishishin.pdf">https://www.naro.go.jp/brain/contents/jisshishishin.pdf</a>		202
II - 2 上記 (6) 新規追加に伴う番号変更	<u>(7)</u> 生研支援センターによる対応	<u>(6)</u> 生研支援センターによる対応	202
II - 2 F A Q更新	A 5 修正		207
II - 3 制度適用開始条件の見直し	II - 3 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について (※本取扱いは <u>令和2年度</u> 以降、新たに公募するものから適用となります。)	II - 3 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について (※本取扱いは <u>令和3年1月</u> 以降、新たに公募するものから適用となります。)	209
II - 3 F A Q更新	Q 2 - 7、A 2 - 7 追加 A 3 - 1、A 3 - 2、A 3 - 3 修正		217
II - 4	II - 3 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (パイアウト制度の導入) について (※本取扱いは <u>令和2年度</u> 以降、新たに公募するものから適用となります。)	II - 4 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し (パイアウト制度の導入) について (※本取扱いは <u>令和3年1月</u> 以降、新たに公募するものから適用となります。)	221
II - 4 F A Q更新	Q 1 - 4、A 1 - 4 追加 A 2 - 2 修正		223
6. 委託事業に係る事務 処理スケジュール (報告期限等) 知財関係を追加	新規契約時 発明が具体的に生じた場合 特許権等を出願した場合、登録した場合 特許権等の取り下げを行う場合 特許権等の放棄を行う場合 特許権等を国外実施する場合、専用実施許諾や独占的实施許諾を行う場合、移転する場合 特許権等を実施許諾した場合、移転した場合 特許権等を実施した場合		355